

みのお市民活動センター利用料減免制度について

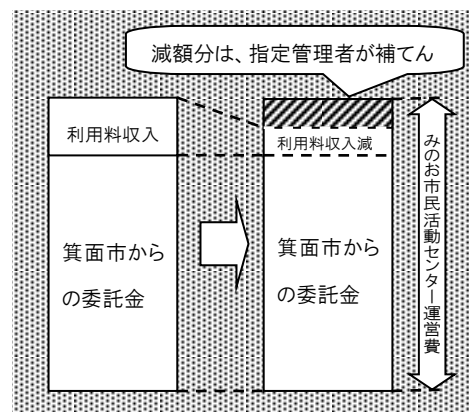
令和 8(2026 年) (特活)市民活動フォーラムみのお
(みのお市民活動センター指定管理者)

1. みのお市民活動センターでの利用料減免について

利用料金減免の基準は、施設ごとにその設置趣旨に応じて規則で定められています。そしてみのお市民活動センター(以下、当センター)では、非営利公益市民活動の促進を目的に、そうした活動を行う団体のうち指定管理者が特に認めた団体に対して減額適用を行っています。そのため、当センターで減免適用を受けるためには、他館で減免適用を受けている団体であっても改めての申請手続きが必要となります。

ただし、皆さまにお支払いいただいている利用料は当センター運営の貴重な財源となっており、それが減少すると施設の円滑な維持・管理に支障をきたすおそれがあります。利用料収入が不足した場合の補填は指定管理者の責任で行うものになるため、減額認定は指定管理者が総合的に判断し決定させていただいています。

なお、減免を認められた団体につきましては「団体名称」、「所在地(地番以降省略)」、「代表者」、「活動目的」、「活動内容」を公開いたします。また、当センター運営への積極的なご協力をお願いします。



2. 減額適用団体認定の基準について

認定にあたっては、以下の観点によりフォーラムが総合的に審査します。

1. 活動内容(非営利で公益的な活動を主としているか)
 2. 財政規模(フォーラムとして資金的な応援をすることが適切な財政規模か)
 3. 前年度における当センターの会議用施設利用実績(一定程度の利用が見込めるか)
 4. 利用者協議会等、当センター主催事業への参加(当センター運営への協力をしていただけるか)
- ※ 減額認定団体の方には、年1回の利用者協議会への出席をお願いしております。

3. 手続きについて

利用料の減額適用を受けるためには、右に掲げる書類をそろえて事前に申請を行い、減額適用団体の認定を受けてください。別途ヒアリング等をさせていただく場合もありますが、通常は1週間ほどで認定の可否についてご連絡いたします。

減額適用は年度ごとの更新としており、翌年度以降も引き続き減額適用を希望される場合は各年度お送りするご案内に従って書類のご提出をお願いします。

《減額適用団体認定申請の際提出する書類》

1. 減額適用団体認定申請書※
2. 規約・会則または定款など(前年度から引き続きの申請で、変更がない場合は不要)
3. 当該年度事業計画書および予算書
4. 前年度事業報告書および活動(収支)計算書

※ <https://minoh-npo.com/news/3070/>
からダウンロード可 (QRコード)→



申請(更新)書類は E-mail でご提出いただくことも可能です

以上